

## 第4章 公共施設マネジメントの取組

### 1 公共施設等総合管理計画の概要

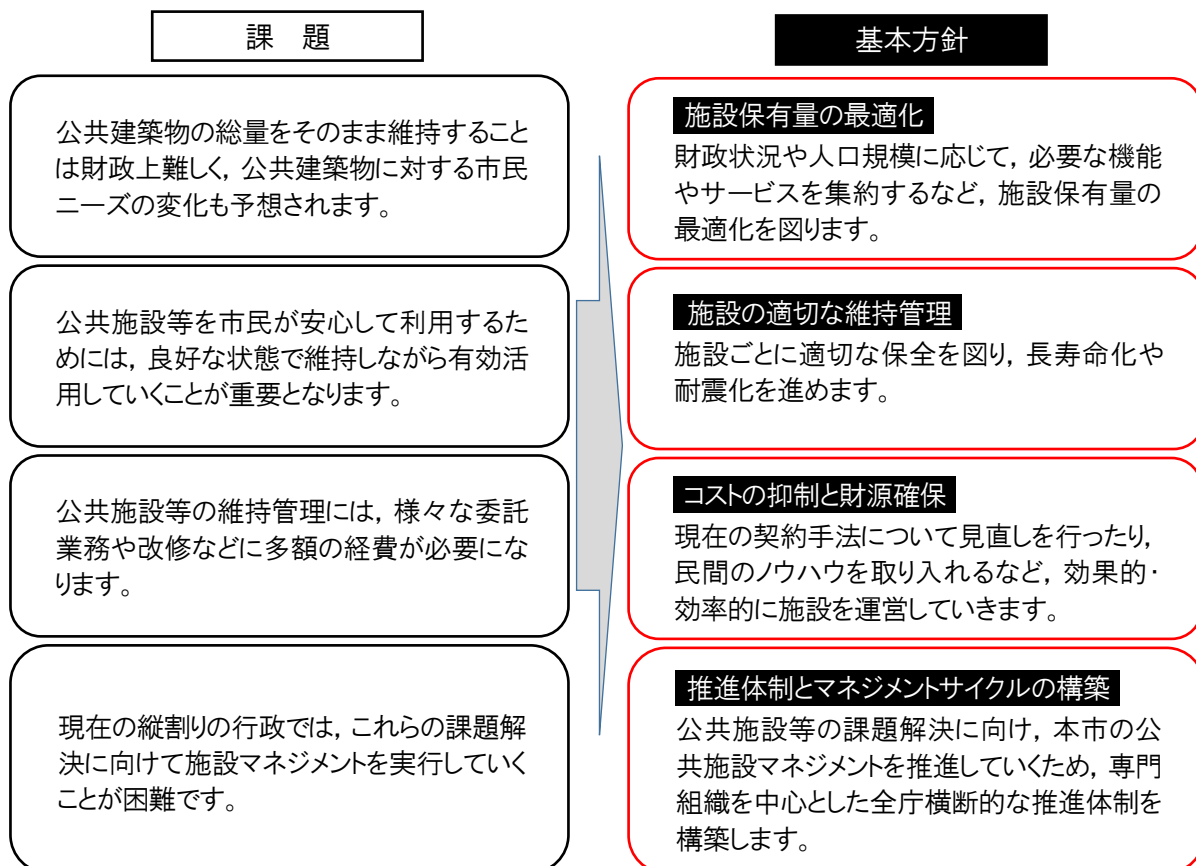
第1章で述べたとおり、1970～1980年代に大量に整備された公共建築物の老朽化が進み、既に多くの施設で大規模改修や設備機器更新の時期を迎えています。しかし、人口減少、少子高齢化に伴い市税収入の見通しは厳しく、社会保障関係経費の増加も著しい中で、公共建築物の改修・更新のための財源の確保は一層困難となっています。

公共建築物以外においても、道路、橋りょう等の土木系公共施設については、高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進んでいて、今後、大量に改修・更新時期を迎えることとなります。上下水道、市立旭川病院といった企業会計施設も同様に施設・設備の更新期を迎えています。

このような状況下で、本市では、今後の人口動向や市民ニーズに応じた公共建築物の最適な配置、施設の長寿命化や維持管理の適正化などを進め、市民が安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供し、施設の更新等に係る財政負担の軽減・平準化を図るため、平成28年2月に「旭川市公共施設等総合管理計画」（以下「管理計画」という。）を策定しました。

管理計画では、本市が保有する公共施設等（公共建築物、土木系公共施設、企業会計施設）を対象とし、計画期間は平成28年度から令和21年度までの24年間で、6年ごとに計画を見直します。管理計画では、本市の今後の課題と課題解決の基本方針について次のように整理しています。

【図表 4-1 旭川市の今後の課題と課題解決の基本方針】



## 2 公共施設等総合管理計画の取組の方向性

1 で述べた 4 つの基本方針に基づき、管理計画では次のとおり取組の方向性を定めます。

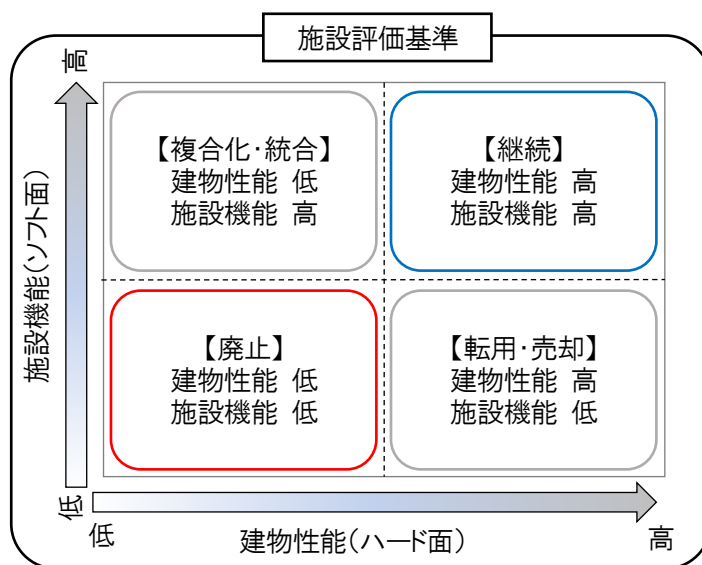
### (1) 施設保有量の最適化 ※対象は公共建築物のみ

#### ア 総量の削減

公共建築物について、建物性能（老朽度、耐震性、バリアフリー等）や施設機能（利用状況、事業運営コスト等）など様々な視点から客観的な評価を行い、地域における施設の役割などを考慮しながら再編計画を策定します。

その上で、今後の財政状況や人口減少を踏まえながら、既存施設の複合化、多機能化、統合、転用、民間施設の利活用などにより機能・サービスを集約し、施設保有量の段階的な削減に取り組めます。

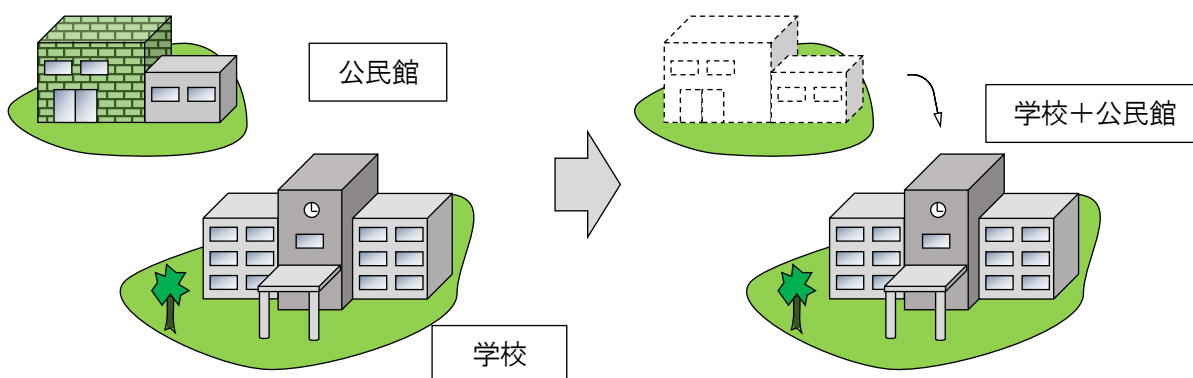
【図表 4-2 公共建築物評価】



#### イ 建替えや新規整備の考え方

社会環境の変化などによる市民ニーズに対応して施設を整備するときは、既存施設の有効活用を優先的に検討しますが、建替えや新規整備が必要となり施設保有量の増加につながる場合には、別の施設での複合化等により全体の施設保有量の削減に取り組めます。なお、建替え等に際しては、ユニバーサルデザインに基づき誰もが利用しやすい施設を目指します。

【図表 4-3 公共建築物の複合化】



## (2) 施設の適切な維持管理

### ア 点検・診断の実施

公共施設等を良好な状態で維持しながら，劣化・損傷状況を把握し，事故などを未然に防ぐため，定期的に点検・診断を行います。

### イ 改修等の優先度

老朽化に伴う改修等については，予算管理の在り方も検討しながら，優先度が高いものから計画的・効率的に実施します。

### ウ 予防保全・長寿命化

構造，部位ごとに目標使用年数や改修周期を定め，計画的に予防保全を実施することで，公共施設等の長寿命化を図ります。また，個別施設の保全計画も作成します。

### エ 耐震化の推進

耐震工事については，他の大規模な更新工事等と合わせて行うなど経費削減も考慮しつつ，特に重要度の高い公共施設等から優先的にを行います。

### オ 廃止施設の除却

今後とも利用見込みのない公共施設等のうち，倒壊の危険性など周辺環境に影響を及ぼす場合は，優先的に除却します。

## (3) コストの抑制と財源確保

### ア 管理運営の効率化

各種委託業務の契約手法の見直し，維持管理業務の標準化などについて検討し，公共施設等の管理運営の効率化に努めます。

### イ 民間活用の促進

施設の整備，更新，維持管理及び運営について，指定管理者制度<sup>※7</sup>，PFI<sup>※8</sup>，PPP<sup>※9</sup>の導入など，より効果的・効率的なサービスの提供方法を検討します。

### ウ 施設の売却

用途廃止した施設の庁内利活用を検討し，利活用が見込めない場合は売却又は貸付けに努めます。公共施設等の改修・更新の財源を確保するため，売却益等の有効活用策も検討します。

### エ 受益者負担の適正化

公共施設等の利用実態などに照らし，現状の利用者負担の在り方について問題がないか整理し，必要に応じて基準の見直しを検討します。

### オ 広域的な連携

公共施設等の共同整備や相互利用など，コスト抑制のために国，北海道，周辺市町村との広域的な連携を検討します。

---

※7 指定管理者制度 民間事業者や自治会，NPO法人等による公の施設の管理運営を可能とするもので，民間活力を活用してサービス向上，経費節減等を図ることを目的とする。

※8 PFI(Private Finance Initiative の略) 公共施設等の建設，維持管理，運営等に民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用することで，効率化やサービス向上を図る公共事業の手法の一つ

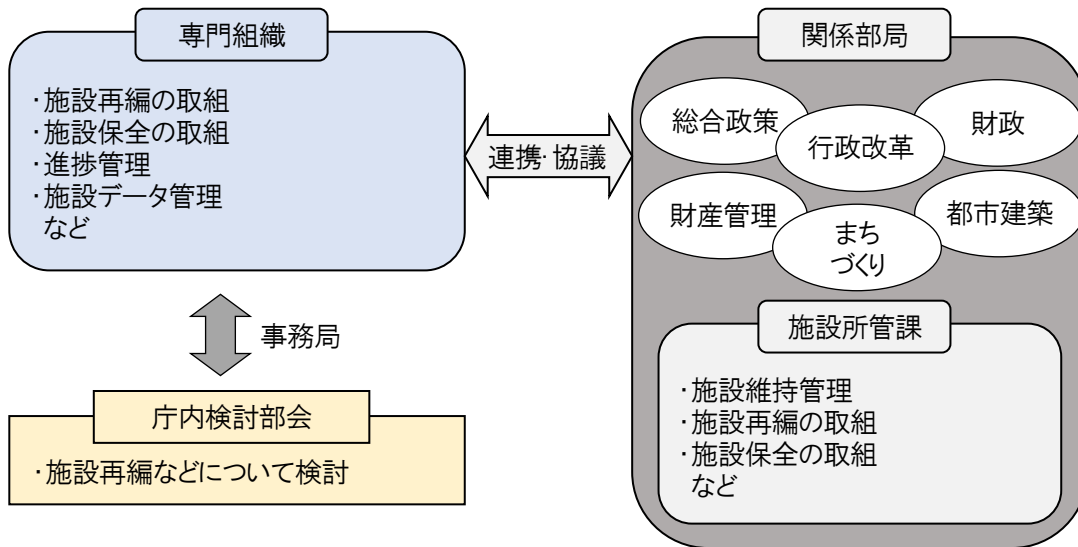
※9 PPP(Public Private Partnership の略) 公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で，民間資本や民間のノウハウを利用し，効率化や公共サービスの向上を目指すもの

(4) 推進体制とマネジメントサイクルの構築 ※ア～エの対象は公共建築物のみ

ア 推進体制

専門組織が関係部局と連携・協議し、庁内の検討部会を立ち上げるなど、全庁的に一体となって公共施設マネジメントの取組を推進します。公共施設マネジメントに係る専門組織としては、平成 28 年 4 月に公共施設マネジメント課が設けられました。

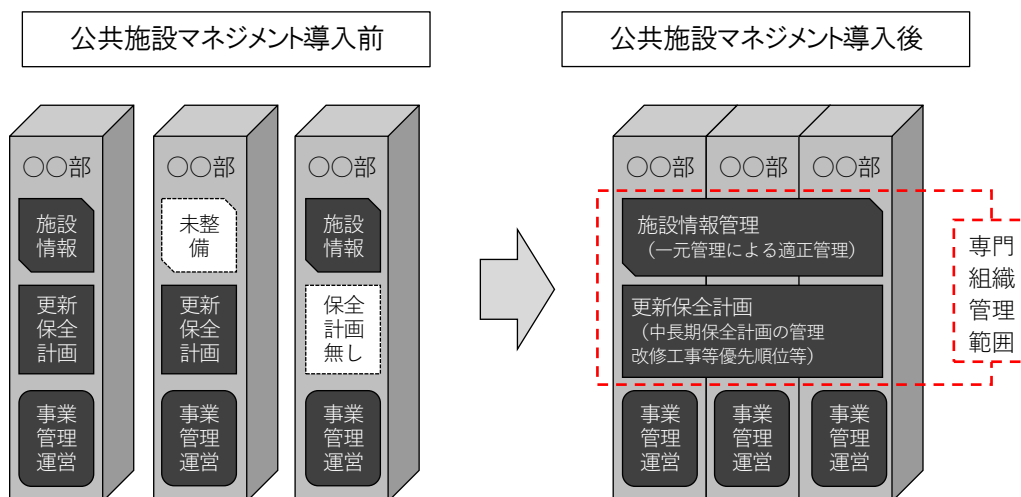
【図表 4-4 公共施設マネジメント推進体制】



イ 施設情報の一元管理

公共建築物に係るコストを抑制するため、施設状態や修繕履歴、光熱水費、施設管理費などの情報を一元的に管理するシステムの構築を検討します。

【図表 4-5 施設情報の一元管理】



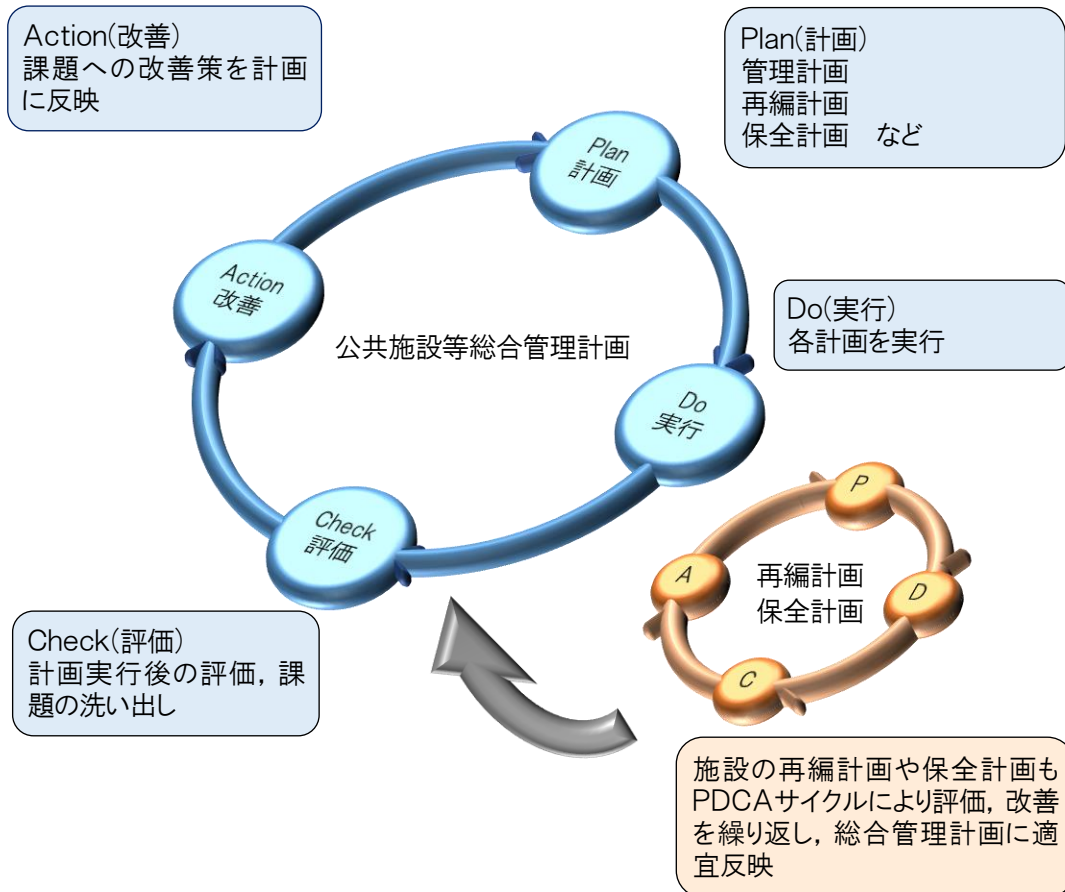
ウ 公共施設マネジメントの実践

専門組織が作成した基準により施設所管課が施設評価を行い、個別の公共建築物の在り方などを具体的に決定した上で、施設の再編計画や保全計画を作成します。

エ PDCAマネジメントサイクル

公共施設マネジメントに、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）からなるPDCAサイクルを取り入れ、計画自体を継続的に改善していきます。

【図表 4-6 PDCA公共施設マネジメントサイクル】



オ 市民及び議会への情報提供

市民や議会に情報を提供し、公共施設等についての課題の共有に努めます。

カ 職員の意識改革の推進

全庁的に公共施設マネジメントを推進するため、研修を通じて各職員の意識啓発に努めます。

### 3 公共施設等総合管理計画アクションプログラムの概要

管理計画では、「施設保有量の最適化」、「施設の適切な維持管理」、「コストの抑制と財源確保」、「推進体制とマネジメントサイクルの構築」の4つの基本方針に基づき取組を進めることとしていますが、そのための具体的な取組内容を整理したものが「旭川市公共施設等総合管理計画アクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という。)です。

アクションプログラムは、管理計画の期間を3期に分けて策定することとしていて、第1期のアクションプログラムは、令和元年度から令和9年度までを期間としています。

【図表 4-7 管理計画とアクションプログラムの期間】

旭川市公共施設等総合管理計画(管理計画)			
平成 28～令和 21 年度(2016～2039)			
旭川市公共施設等総合管理計画アクションプログラム(アクションプログラム)			
策定作業	第 1 期	第 2 期	第 3 期
H28～30 年度 (2016～2018)	令和元～9 年度 (2019～2027)	令和 10～15 年度 (2028～2033)	令和 16～21 年度 (2034～2039)

アクションプログラムは、本編、施設再編計画、施設保全計画から構成されています。

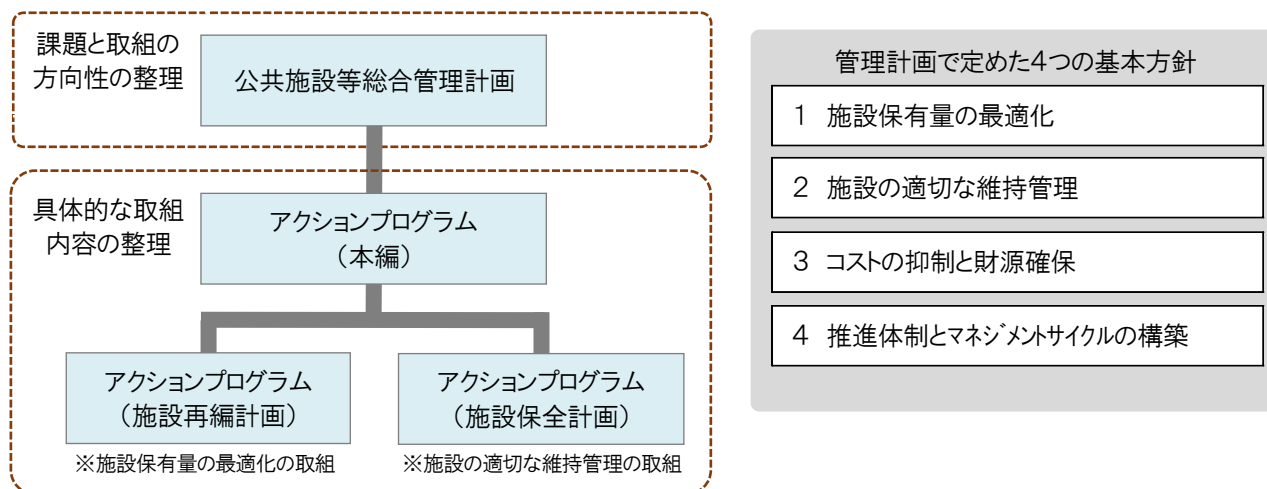
本編では4つの基本方針について、基本的な考え方、重点的に取り組む課題、進め方を整理しています。

施設再編計画では、基本方針のうち「施設保有量の最適化」を取り扱い、施設類型別・地域まちづくり推進協議会別に各公共建築物の将来の方向性を整理しています。

施設保全計画では、基本方針のうち「施設の適切な維持管理」を取り扱い、施設類型別に各公共建築物の主な部材等の更新時期を整理しています。

アクションプログラムの見直しについては、本編は基本的に各期のアクションプログラム策定時に、施設再編計画と施設保全計画は、毎年度、取組の検討状況や予算編成作業を踏まえながら行います。

【図表 4-8 管理計画とアクションプログラムの構成】



#### 4 公共施設等総合管理計画アクションプログラムの取組内容

管理計画で定めた4つの基本方針と取組の方向性に基づき、アクションプログラムでは次のとおり具体的な取組を進めます。

##### (1) 施設保有量の最適化 ※対象は公共建築物のみ

###### ア 基本的な考え方

市民サービスの維持・向上を考慮しつつ、財政負担の軽減と公共建築物の効率的な活用に向けて、「新規整備の抑制」、「老朽化施設に関する建替えの抑制」、「民間事業者等によるサービス提供への転換等」の3つの方針を持ち、施設保有量の削減に取り組みます。

###### (ア) 新規整備の抑制

既に整備計画を策定した施設や供給処理施設を除き、新規整備を見合せ、民間事業者等による対応、既存施設の運用上の工夫又は改修によることを基本とします。

ただし、社会状況の変化などにより新規整備の必要が生じた場合は、別途、市民参加の手続を経ながら検討します。また、国や民間事業者等の保有施設について、市に対し売却又は無償譲渡の申出があった場合は、施策推進上の必要性和具体的な活用内容を踏まえて検討します。

###### (イ) 老朽化施設に関する建替えの抑制

老朽化した公共建築物の機能については、他施設の運用上の工夫や民間事業者等により対応することを検討し、その上で新たなスペースの確保が必要な場合は、既存施設の改修などによることを基本とします。

建替えに際しては、施設で提供する機能の関係性を考慮し、できるだけ複合化を検討します。

###### (ウ) 民間事業者等によるサービス提供への転換等

公共建築物での実施事業について、民間事業者等により提供可能な場合や、類似施設の運用上の工夫などによりニーズへの対応が見込める場合には、当該建築物の老朽化状況にかかわらずサービス提供手法の見直しを行います。

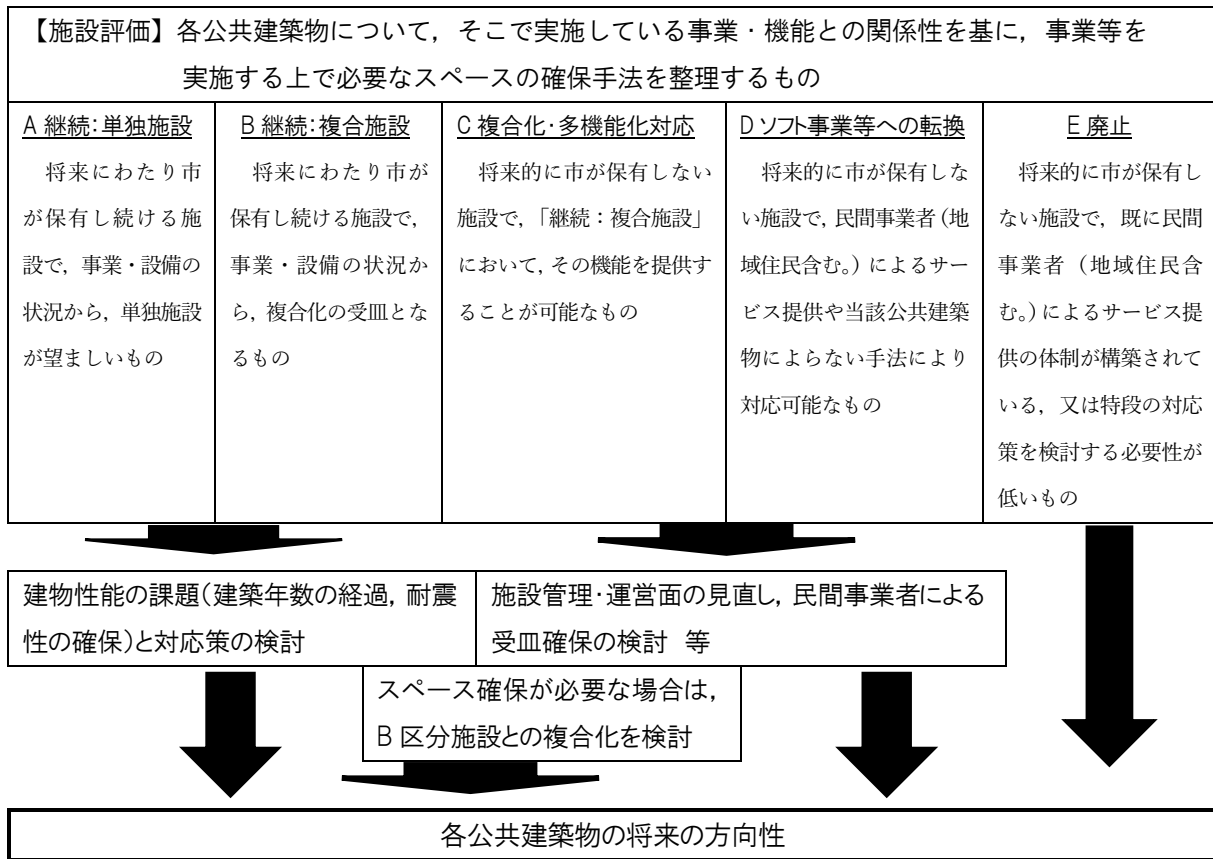
###### イ 進め方

各公共建築物について施設評価<sup>※10</sup>を行い、そこで実施している事業・機能との関係性を踏まえつつ、事業等の実施に必要なスペースの確保手法を整理し、各公共建築物の将来の方向性を施設再編計画として整理します。

---

※10 施設評価 公園トイレ等の小規模なものや用途廃止済みのものを除く市有の公共建築物について、将来の方向性を検討・整理するため、事業等の実施に必要なスペースの確保手法をまとめたもの

【図表 4-9 施設評価, 将来の方向性の検討・整理】



ウ 重点的に取り組む課題

公共建築物のうち、管理計画の期間内に老朽化への対応を要するものや、機能の確保手法が既に課題として明らかになっているもののうち、次のものを重点的に取り組む課題とします。

(7) 支所

支所は、旧合併町の区域ごとに設置されていますが、「東旭川支所」、「西神楽支所」、「神居支所」の3支所について老朽化等の課題があります。

そのため、地域における支所の必要性も含めて、地域状況に応じた行政機能の確保手法を検討しますが、支所は単独の公共建築物を持つ必要性が低いため、他の公共建築物内に必要スペースを確保することを優先します。

(イ) 文化施設（音楽ホール）

「市民文化会館」、「公会堂」、「大雪クリスタルホール」の3施設のうち、「市民文化会館」と「公会堂」については老朽化や耐震性確保の課題があります。また、音楽ホールは整備に多額の費用がかかります。

そのため、他施設による代替可能性なども踏まえて、優先して確保する機能・設備を整理し、将来の方向性を検討していきます。

(ウ) 体育施設

全道・広域レベルの大会を開催できる体育館は、借上施設も含めて市内に4施設あり、近隣町にも同規模の体育館が複数あります。一方で、計画されている東光スポーツ公園の体育館な



どの運動施設については、一部の施設を除き財政上の理由などから整備時期の見通しが持ちづらくなっています。

そのため、近隣町の状況も踏まえながら、将来にわたり必要とする施設数や規模、効率的な施設活用について、東光スポーツ公園の運動施設の扱いも含めて検討します。

(I) 集会施設機能を有する公共建築物

集会施設機能を有する公共建築物には、「ときわ市民ホール」のように市内全域から利用者が集まる施設、住民センターや公民館のように主に地域住民が利用する施設（以下「地域集会施設」）、地域会館のように複数の町内会が利用する施設がありますが、老朽化や耐震性確保の課題を抱えているものもあります。

そのため、これまでのように利用目的ごとに施設を整備・運用するのではなく、既存施設を活用しつつ、多様な市民活動の受皿として施設を運用するため、各種運用上の見直しや施設の一部改修を検討します。

特に地域集会施設については、取組の方向性、主な検討項目と進め方などを「地域集会施設の活用方針（平成31年2月）」にまとめ、同方針に基づく具体的な取組内容を「地域集会施設の活用に関する実施計画（令和元年8月）」として整理しています。

【図表 4-10 地域集会施設の取組概要】

～ 将来像 ～	
全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸室機能と事業が密接に関わっている施設と貸室機能のみの施設が混在している。</li> <li>○公民館については、他の地域集会施設と比べて、利用者負担額と減免の扱いが異なっている。</li> </ul>
第1段階に向けた 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の開館時間及び休館日の見直しの検討</li> <li>○利用者負担額の改定(部屋の広さに応じた共通使用料(利用料金施設においては、利用料金の上限額)の導入)</li> <li>○市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免の見直しについて検討</li> <li>○公民館の運用の見直しにより、飲食の扱いを検討</li> </ul>
第1段階(令和2(2020)年度～)	
第2段階に向けた 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めて、施設類型(設置目的を含む。)と施設名称の見直しを検討</li> <li>○全ての地域集会施設において、地域活動センター及び公民館が行う事業の実施を検討</li> <li>○利用者負担額の改定</li> <li>○社会教育団体、社会福祉団体、農業団体、生涯学習活動団体について、減免等に関する審査認定基準を作成し、順次、対象団体の登録等を実施</li> <li>○減免等の対象団体は、いずれの地域集会施設を利用しても、減免等の適用となる運用を検討</li> <li>○公民館について、社会教育法に基づく位置付けを持たない場合は、営利を目的とした利用を緩和する等、禁止事項についての見直しを検討</li> </ul>
第2段階(令和6(2024)年度～)	

## (オ) 農山村地域における取組

### ①西神居地域

市内中心部から距離があるため、これまで同様に地域の行政機能を確保する取組が必要です。

そのため、「西神居会館」を地域の拠点施設として位置付け、必要に応じて修繕等を行い建物の性能を維持します。また、地域内の2保育所については、拠点施設内に保育サービスの提供スペースを確保することを含め、統合を検討します。

### ②東鷹栖（道央自動車道以北）地域

東鷹栖市街地から距離があり、農村地帯に保育所や公民館分館などが点在していますが、それらの中には建築年数が大きく経過しているものもあります。

そのため、「東鷹栖農村活性化センター」を地域のコミュニティ活動の拠点として位置付け、公民館分館としての機能や保育サービスの提供スペースの確保を含め、施設の統合を検討します。

## エ 施設再編計画

施設再編計画は「施設保有量の最適化」の取組内容を整理するもので、施設類型別・地域まちづくり推進協議会別に各公共建築物の将来の方向性を示していくものです。

施設再編計画では各公共建築物について、建物の状況、機能維持上の課題、課題解決に向けた取組の内容・実施時期の目安などを記載していますが、それらは地域住民等と協議を進めるに当たり市の考え方を示すもので、既に他計画で整理済みのものを除き、公共建築物の廃止等を決定するものではありません。また、施設再編計画の内容については、実現に向けて地域住民や利用関係団体との協議を要するものや、予算編成作業の中で実施時期などに変更が生じる可能性もあるため、毎年度見直すこととしています。

これを受けて令和2年6月に「施設再編計画（令和2年度版）」を作成し、この間の取組の進捗等を整理したところ、令和2年3月末時点で、6割の施設でおおむね計画どおり取組が進んでいるものの、施設保有量については新規施設の整備等により、計画策定時の目標である88施設・約10万㎡の削減に対して、9施設・10,542.02㎡の増加となっています。

重点的に取り組む課題については、令和2年度の取組としては、「東光スポーツ公園武道館」が供用開始となったほか、令和3年3月には「西神楽支所」、「西神楽公民館」が「西神楽農業構造改善センター」内に移転し、複合施設の「西神楽市民交流センター」として供用開始されています。また、地域集会施設においては年末年始の休館日の共通化、貸室の面積区分に応じた料金設定が行われました。

【図表 4-11 市有公共建築物の施設数・面積の状況】

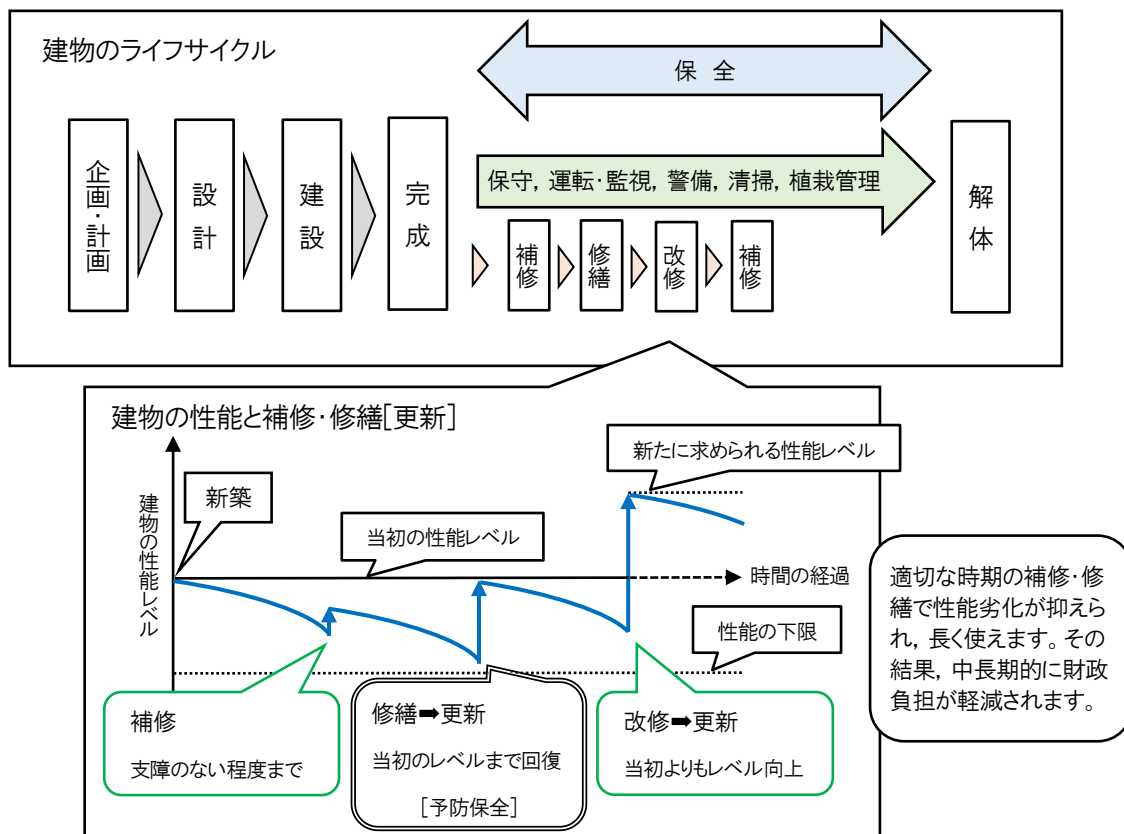
用途 (中分類)	計画策定時 (平成 31 年 2 月 1 日)		目標値 (令和 22 年 3 月 31 日)		現状 (令和 2 年 3 月 31 日)	
	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)
集会施設	55	52,650.58	38	44,728.49	56	53,796.36
文化施設	3	20,556.87	2	18,060.99	3	20,206.00
図書館	5	10,520.09	5	10,520.09	5	10,520.09
博物館等	10	16,266.36	9	13,488.52	10	16,261.82
スポーツ施設	24	45,728.64	22	48,327.00	23	45,546.00
レクリエーション施設・観光施設	11	22,718.59	9	21,136.58	11	22,700.46
産業施設	5	10,131.46	4	9,495.61	5	10,131.46
学校	81	462,187.40	65	417,111.78	78	454,417.19
その他教育施設	1	781.16	1	2,650.00	1	2,835.09
保育園	18	4,508.99	10	2,289.95	15	4,126.87
幼児・児童施設	10	6,277.86	8	4,756.19	10	6,277.86
高齢者福祉施設	10	5,819.32	11	5,919.32	12	9,319.36
障害者福祉施設	2	8,824.84	2	8,824.84	2	8,824.84
庁舎等	22	39,783.60	13	41,753.98	22	39,485.56
消防施設	39	9,764.12	39	9,930.92	39	9,915.72
その他行政系施設	22	17,421.35	22	17,421.35	23	17,509.91
市営住宅	36	380,831.70	29	376,588.94	36	385,117.33
公園	261	9,437.73	261	9,437.73	260	9,481.02
供給処理施設	14	20,126.86	12	19,800.48	13	19,792.21
その他	32	59,122.37	11	21,063.33	46	67,736.76
合計	661	1,203,459.89	573	1,103,306.09	670	1,214,001.91

(2) 施設の適切な維持管理 ※対象は公共建築物のみ

ア 基本的な考え方

個々の公共建築物について、機能や代替性の有無、老朽化の状況などを踏まえつつ、「建物の基本情報の整理」、「保全計画の作成」、「効率的な保全体制の構築」の3つの取組により、適切な維持管理を図ります。

【図表 4-12 建物のライフサイクル・性能と補修・修繕】



イ 建物の基本情報の整備（建物台帳の整備）

補修・修繕・改修状況や点検結果などを施設台帳として整理し、各種保全の取組、修繕等の優先度の把握、法適合性への対応などに活用します。

ウ 保全計画の作成

財政負担の軽減・平準化を図るため、修繕・改修の優先度を整理し、取組効果が大きく期待できる公共建築物を対象として保全計画を作成します。また、より大きな取組効果が期待できる公共建築物を長期使用建物として位置付け、優先的に予防保全<sup>※11</sup>を導入します。

計画的に保全措置を講ずるため、保全計画の作成時には目標使用年数を設定しますが、既存建物については基本的な目標使用年数を65年とし、長期使用建物、保全計画の作成対象となる公共建築物で今後整備するものについては80年とします。

※11 予防保全 従来の事後保全(不具合が生じてから修繕を実施)と異なり、部材等の耐用年数に基づき計画的に修繕等を行う保全方法で、建物の長寿命化につながり長期的な財政負担の軽減が期待できるが、短期的には修繕等により財政負担が増加する。

【図表 4-13 保全計画の作成対象】

対象建物	対象外建物
<p>○施設の将来像 施設評価において、将来にわたり市が保有し続けるものと区分したもの</p> <p>○施設規模 延床面積が 500 m<sup>2</sup>以上のもの(ただし、「市有建築物等の点検及び調査に関する実施要領」の定期点検対象建物は延床面積 500 m<sup>2</sup>未満のものを含む。)</p> <p>○建築後の経過年数 建築後おおむね 45 年未満のもの ※①</p>	<p>○施設の将来像 施設評価において、将来的に市が保有しないものと区分したもの</p> <p>○施設類型 ・国・市の文化財に指定されているもの ・市営住宅 ※② ・企業会計施設 ※②</p>
<p>※① 目標使用年数により、20 年程度の残年数があるものとします。</p> <p>※② 企業会計分は独自の経営計画に基づき施設整備を行っており、市営住宅は「旭川市営住宅長寿命化計画」を策定し、所管課で施設保全の体制が確立されていることから、これらは対象建物としません。</p>	

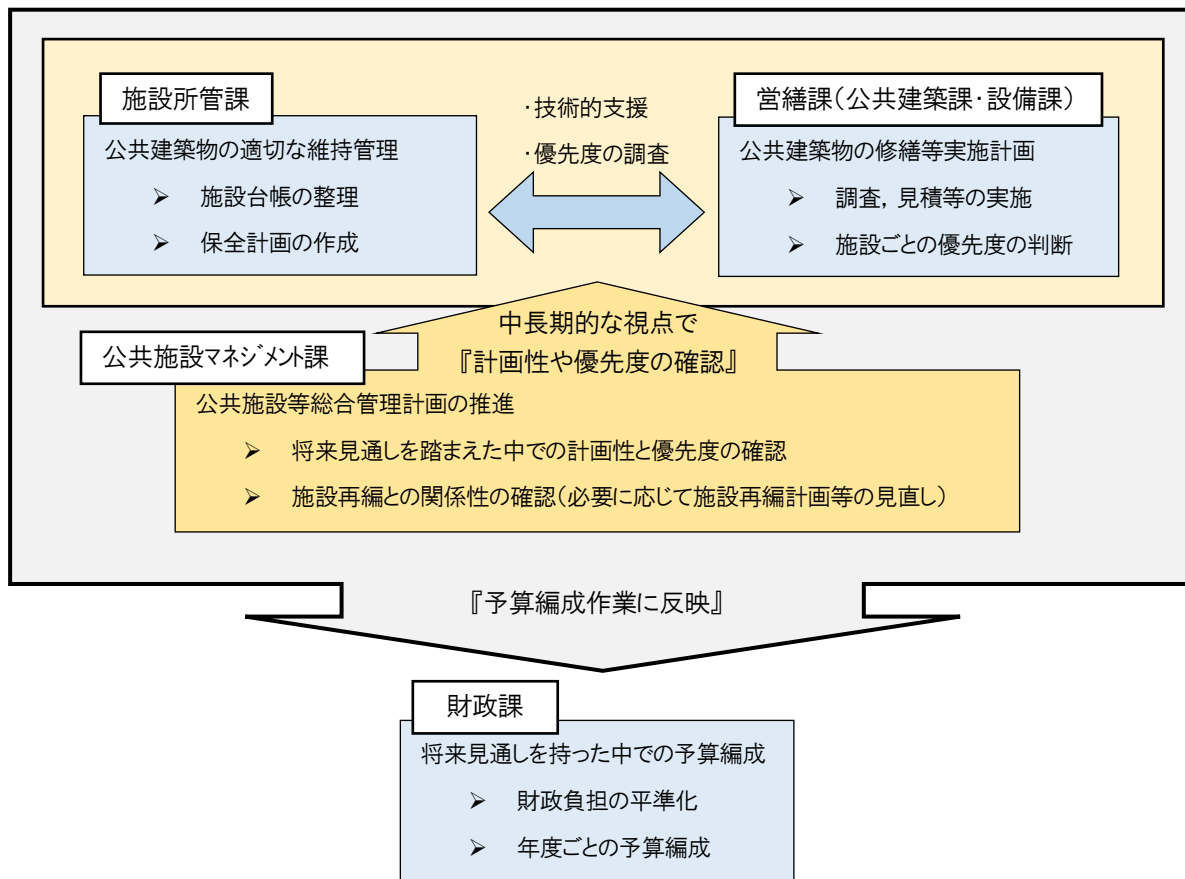
【図表 4-14 目標使用年数について】

既存建物	新築建物
<p>65 年 長期使用建物 80 年 ※③</p>	<p>80 年</p>
<p>ア 主構造が鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄骨造の建物とします。</p> <p>イ 長期使用建物は、長期的な需要が見込まれ、市内全域に機能を提供する大規模 ※④な建物とします。</p>	
<p>※③ 耐震性能がある建物、新耐震設計の建物で、構造体の耐久性や公共施設としての安全面等から、建物の性能レベルに対して長寿命化を図ることができると判断して、大規模な修繕を行うものとします。</p> <p>※④ おおむね延床面積 5,000 m<sup>2</sup>を超えるものとします。</p>	

## エ 効率的な保全体制の構築

中長期的な視点に基づき、計画性・優先度を確認しながら公共建築物の保全に取り組むため、庁内の体制を構築します。

【図表 4-15 庁内の保全体制】



## オ 施設保全計画

施設保全計画は「施設の適切な維持管理」の取組内容を整理するもので、施設類型別に主要部材等の更新時期をまとめ、予算編成の目安にしようとするものです。

施設保全計画の進行管理のため、各施設の予防保全部位<sup>※1 2</sup>の状況・更新計画を記した施設保全計画表を作成します。また、施設保全計画の内容については、毎年度の維持保全状況を踏まえて見直すこととしています。

【図表 4-16 施設保全計画表】

No.	施設(建物名)	予防保全部位	更新後等の経過年数 ~2018	第1期アクションプログラム期間(H31~R9)			施設の状況 <sup>※</sup>	未更新等の経過期間
				2019-2021	2022-2024	2025-2027		
1	中央図書館 延床面積 6,214.03㎡ 目標使用年数 65年	屋上・屋根	24年	未更新(防水一部)	更新(防水)		A	5年以内
		外壁	24年	未更新(シリング)			A	5年以内
		受変電	24年	-	更新(受変電)		A	-
		非常電源	13年	未更新(直流電源)			A	10年以内
		空調	24年	未更新(熱源機等)	更新(熱源機等)		A	5年以内
		衛生	24年	未更新(ポンプ)	更新(給湯機等)		A	5年以内
		防災	24年	未更新(ポンプ)			A	-
		昇降	24年	-	更新(エレベーター)		A	-
		概算費用(千円)		95,012	171,998	-		

これを受けて令和2年6月に「施設保全計画表取組状況(令和2年度版)」を作成し、この間の取組の進捗等を整理したところ、令和2年3月末時点で、計画策定時に比べると劣化が進行している施設の割合は増加しています。また、予防保全部位における未更新の割合は6割を超えていて、計画的に更新していく必要があります。

【図表 4-17 施設保全計画の取組状況】

施設の状況	H31.3	R2.3	更新状況	R2.3
「A:劣化・損傷がない」又は「B:わずかな劣化損傷が見られるが、補修・修繕を施す程度には至っていない」項目のみ	68件 (86.1%)	66件 (64.7%)	「Ⅰ:計画通り実施(予定を含む。)」の項目のみ	9件 (8.8%)
「C:ある程度の劣化・損傷が見られるため、進行経過を注視し、計画的に補修・修繕する必要がある」項目がある。	8件 (10.1%)	29件 (28.4%)	「Ⅱ:一部実施(予定を含む)」の項目がある。	1件 (1.0%)
「D:劣化・損傷が著しく、危害を及ぼすおそれがあるため、直ちに補修・修繕を必要とする」項目がある。	3件 (3.8%)	7件 (6.9%)	「Ⅲ:未更新のまま」の項目がある。	67件 (65.7%)
評価なし(個別施設計画作成中)	23件		未更新の項目なし	25件 (24.5%)
計	102件	102件	計	102件

※学校(59施設)を除く。

<sup>※1 2</sup> 予防保全部位 目標使用年数の期間において計画的に更新する必要があり、建物の長寿命化、安全性・機能の維持に必要不可欠なもの

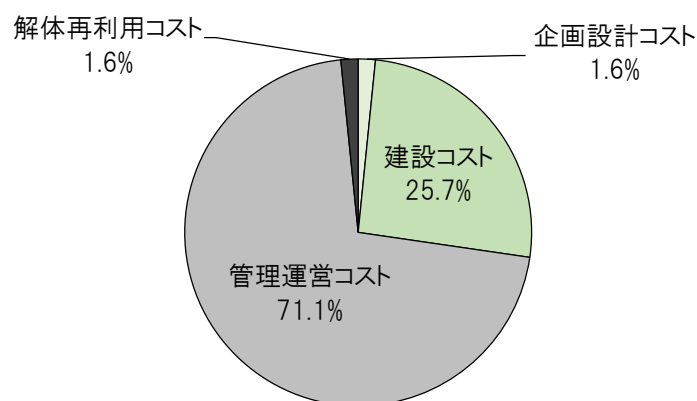
(3) コストの抑制と財源確保 ※対象は公共建築物のみ

ア 基本的な考え方

(一財)建築保全センターの試算によると、事務庁舎(3,000㎡)を65年間使用した場合、総コストのうち設計・建設コストは約27%であるのに対し、管理運営コスト(修繕費を含む)は約71%を占めることとなります。

今後、多くの公共建築物の老朽化により管理運営コストの増大が見込まれる中、維持管理費用の削減、利用者負担の見直しなどにより、公共建築物に関する財政負担の軽減を図ります。

【図表 4-18 建築物のライフサイクルコスト】



イ 主な取組

(ア) 管理運営の効率化

定期点検、機器補修点検、清掃、ごみ収集、機械警備などの施設の維持管理業務について、仕様書・積算単価の標準化などによる事務の効率化を検討します。また、大規模施設を中心に、改修時には省エネルギー化に向けた設備の更新等を検討します。

(イ) 民間活用の促進

指定管理者制度について、「市民文化会館」、「公会堂」、「大雪クリスタルホール」などの市民文化系施設への導入拡大を検討します。

ネーミングライツ<sup>※13</sup>については、「総合体育館」、「大雪アリーナ」に導入したところですが、募集方法を工夫するなど、今後も導入の拡大に向けて検討します。

その他、PFI等の民間活用の手法についても、他都市の取組事例等も参考としながら導入を検討します。

※13 ネーミングライツ(命名権) 民間事業者等が市の設置施設に対し、条例等で定める名称に代わる名称(愛称)を付与する権利で、ネーミングライツの対価(ネーミングライツ料)を市が得ることにより、安定した自主財源の確保につながる。中核市では既に半数以上の市において、野球場、体育館、競技場、公園など大型施設を中心に導入されている。



(ウ) 施設の売却

用途廃止した施設の情報を一元的に管理・発信するなど、より効率的に施設の売却等が図られるよう庁内の体制を見直します。また、施設改修などの財源に充てるため、施設の売却益等を基金として積み立てることも検討します。

(イ) 受益者負担の適正化

「施設保有量の最適化」における「集会施設機能を有する公共建築物」の検討に合わせて、サービス提供に対する受益者負担の考え方についても整理します。

無償貸付けを行っている土地・建物については、関係者と協議しながら有償化や売却に向けて取り組みます。

(オ) 広域的な連携

圏域全体の効率性の視点から、体育施設や文化施設（音楽ホール）など、整備に多額の事業費を要し、近隣町も含めて効果が期待できる施設を中心に、近隣町の類似施設との連携等による機能の確保を検討します。

(4) 土木系公共施設及び企業会計施設

ア 土木系公共施設

市民が安心して生活するための都市基盤施設であり、公共建築物のように集約化により施設保有量を削減することには限界があります。土木系公共施設のうち、整備・維持管理にかかる事業費が大きい道路、橋りょう、公園について、施設特性と市民サービスへの影響を考慮しながら、「施設保有量の削減」、「施設の長寿命化」、「優先度を意識した予防保全」に取り組みます。

【図表 4-19 取組の方向性(道路, 公園, 橋りょう)】

	施設保有量の削減	施設の長寿命化	優先度を意識した予防保全
道路	限定的	優先度を整理しながら対応	優先度を整理しながら対応
公園	地域協議を経ながら検討	限定的	優先度を整理しながら対応
橋りょう	限定的	優先的に実施	優先度を整理しながら対応

イ 企業会計施設

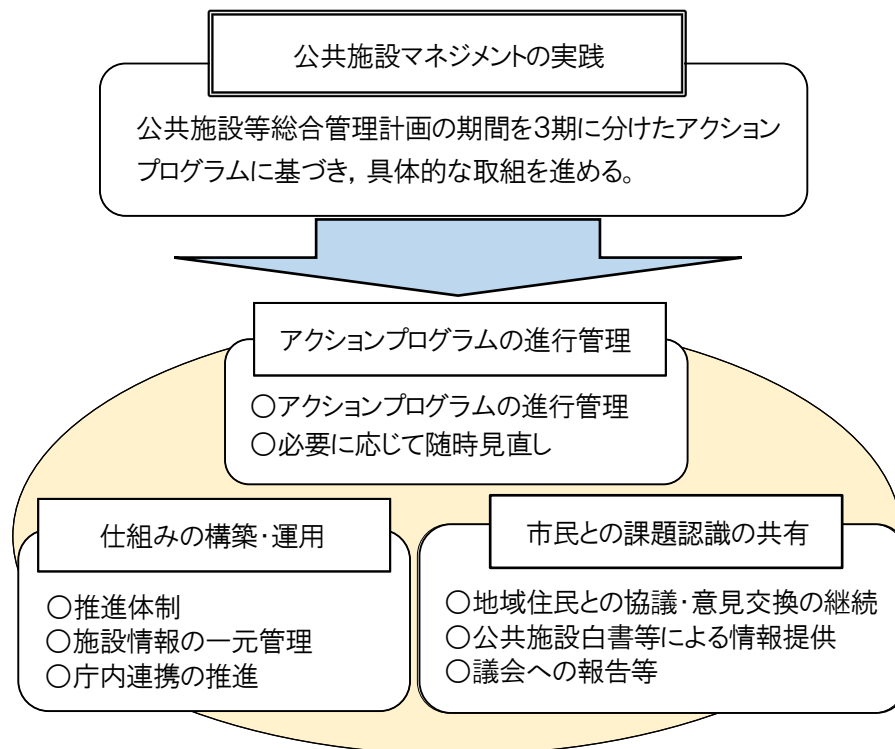
企業会計施設においては、既存の計画又は経営改善等の取組を進めていくこととしており、上水道及び下水道については、平成 28 年度から令和 9 年度までの取組の指針として「旭川市水道・下水道ビジョン」を策定し、財政収支の見通しを踏まえつつ、計画的に施設を更新していくこととしています。

また、市立旭川病院については、抜本的な経営改善が必要な状況であり、管理棟などの施設改修は経営状況を踏まえながら検討します。

(5) 公共施設マネジメントの実践

「アクションプログラムの進行管理」, 「仕組みの構築・運用」, 「市民との課題認識の共有」の3つの取組により公共施設マネジメントを進めます。

【図表 4-20 公共施設マネジメントの実践】



ア アクションプログラムの進行管理

アクションプログラムのうち、毎年度の見直し対象となっている施設再編計画と施設保全計画を中心に進行管理を行います。なお、アクションプログラム本編については、基本的に各期のアクションプログラム策定時に見直しますが、本市の各種施策との整合性を図るために必要な場合は随時見直します。

イ 仕組みの構築・運用

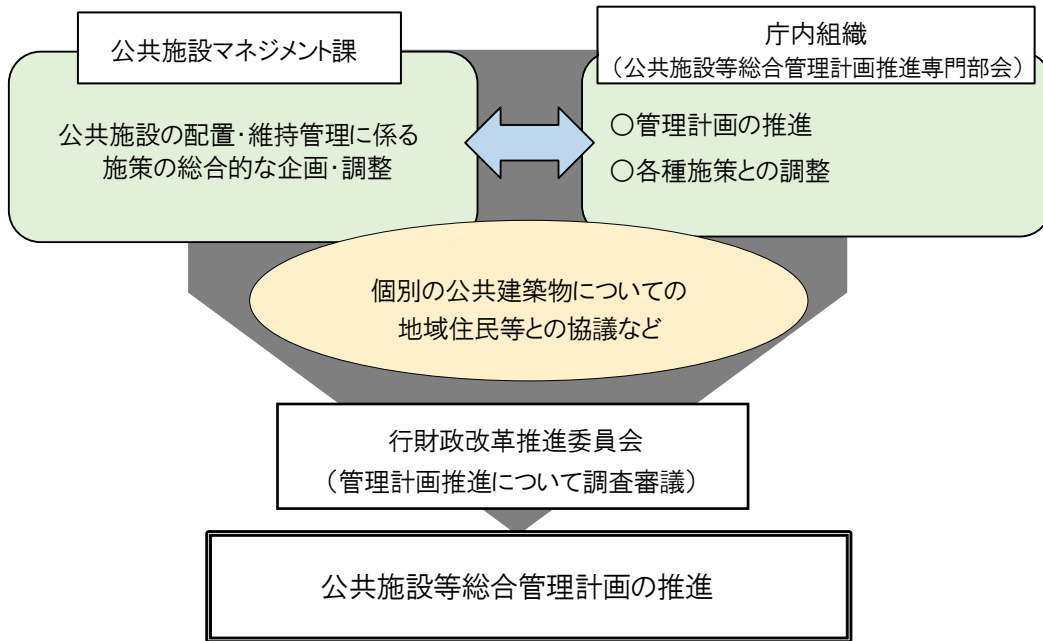
(7) 推進体制

公共施設マネジメント課と公共施設等総合管理計画推進専門部会（行財政構造改革推進本部<sup>※14</sup>内に設置）が中心となり、地域住民との協議や旭川市行財政改革推進委員会<sup>※15</sup>での調査審議を経ながら管理計画を推進していきます。

※14 行財政構造改革推進本部 本市の健全財政を確立するとともに、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政運営を図るため、市長、副市長及び各部局長等で構成された庁内横断的な組織

※15 旭川市行財政改革推進委員会 学識経験者や公募委員等で構成され、行財政改革の推進に関する事項について調査審議する。

【図表 4-21 推進体制】



(イ) 施設情報の一元管理

建物性能、利用状況、コストの3項目を中心に基礎データを収集・管理し、アクションプログラムの進行管理や市民との課題認識の共有化に用いるとともに、各部局における関連施策の企画・立案時の基礎資料としても活用を図ります。

(ウ) 市内連携の推進

公共施設マネジメント課は、複数の所管にまたがる課題・取組を中心に調整機能を担い、施設や地域協議について蓄積した情報を基に施設所管課等への支援を行います。

ウ 市民との課題認識の共有

公共施設マネジメントを推進するには、市民と課題認識を共有し、地域内の公共建築物の将来像について具体的に協議していくことが必要です。

そのため、地域住民、施設の利用団体との協議・意見交換会を継続して行うとともに、公共施設白書についても毎年度、作成・公表します。議会に対しても適宜、報告や情報提供を行います。



令和3年3月

【問合せ先】

旭川市総務部公共施設マネジメント課

〒070-8525

旭川市6条通9丁目 総合庁舎6階

電話 0166-25-9836

Fax 0166-24-7833

E-mail [kokyoshisetsu@city.asahikawa.lg.jp](mailto:kokyoshisetsu@city.asahikawa.lg.jp)